

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501682号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600135号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、請求者のB社における平成22年12月10日の標準賞与額を12万3,000円、平成23年4月8日の標準賞与額を13万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年4月8日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年4月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年1月15日
② 平成22年12月10日
③ 平成23年4月8日

C厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。

また、B社に勤務した期間のうち、請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間①、②及び③は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間①に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、C厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間①に 23 万 261 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2期賞与分」により、請求期間①にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、23 万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、B社から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 22 年 12 月 10 日に 12 万 3,082 円、平成 23 年 4 月 8 日に 13 万 4,438 円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（平成 22 年 12 月 10 日は 12 万 3,000 円、平成 23 年 4 月 8 日は 13 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 4 月 8 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 4 月 8 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。